

平成 22 年 11 月 26 日

各 位

東京都千代田区麹町一丁目 4 番地
松井証券株式会社
 代表取締役社長 松井 道夫
 (東京証券取引所第一部：8628)

大証 FX における「お得意様優待サービス」の実施について
 ～大口取引を行うお客様の手数料が 1 枚あたり最安 52 円に～

松井証券は、平成 22 年 12 月 1 日 (水) 取引分より、大証 FX で年間の約定枚数が 5 万枚に達したお客様を対象に「お得意様優待サービス」を実施いたします。

お得意様優待サービスとは、1 年間の累計約定枚数が 5 万枚に達したお客様の取引手数料を、5 万枚に達した月の翌月から翌年末までの間、1 枚あたり 105 円 (通常手数料：1 枚あたり 210 円) とするものです。さらに、月間の約定枚数が規定枚数に達した場合、規定枚数に達した日の翌取引日からその月の最終取引日までさらに割安な手数料を適用いたします。

松井証券は、平成 22 年 2 月に大手ネット証券で初めて大証 FX を開始しました。大証 FX 取扱開始以降、口座数、売買高ともに着実に伸びており、多くのお客様から税制面や価格決定の透明性等、取引所 FX ならではのメリットについてご支持をいただいているものと認識しております。特に、一律 20% の申告分離課税である取引所 FX の税制面については、取引量の多い大口のお客様を中心に「非常にメリットを感じる」との声が寄せられています。そこで、大口取引を行うお客様向けに、割安な手数料でお取引いただけるよう「お得意様優待サービス」を導入することといたしました。

松井証券は、今後も個人投資家の利益に資するサービスの拡充に努めてまいります。

【大証 FX の手数料比較表】

■ 通常の大証 FX の手数料		■ お得意様優待サービスの手数料		
	1 枚あたりの 手数料 (税込)		月間の約定枚数	1 枚あたりの 手数料 (税込)
通常	210 円	→	—	105 円
			5 万枚超	84 円
			10 万枚超	52 円

- ※ 平成 23 年については、1 年間の累計約定枚数の計算期間に平成 22 年 12 月の取引分を含みます。
- ※ お得意様優待サービスの適用期間は、毎年 1 月 1 日以降の 1 年間の累計約定枚数が 5 万枚に達した月の翌月から翌年の 12 月末までとなります。(1 年間の累計約定枚数が 5 万枚に達した月が 12 月の場合は、本サービスの適用期間は翌年 1 月から 12 月までの 12 ヶ月間となります。)
- ※ 月間の累計約定枚数が規定枚数に達した場合の手数料は、規定枚数に到達した日の翌取引日からの適用となります。(月の最終取引日に規定枚数に達した場合、ボリュームディスカウント手数料の適用はありません。)
- ※ 本サービスの対象となったお客様には、適用期間等の詳細を個別にお知らせします。
- ※ 手数料は 1 万通貨を 1 枚としてカウントした際の金額 (税込) です。
- ※ 本サービスの適用が開始された年の翌年 1 年間の累計約定枚数が 5 万枚以上となったお客様は、その翌年も継続して本サービスが適用されます。
- ※ 本サービスの適用が開始された年の翌年 1 年間の累計約定枚数が 5 万枚未満となったお客様は、その翌年の取引は通常手数料 210 円 (税込) となります。
- ※ サービスの見直し等により本サービス内容が変更となる可能性があります。

以上

大正 7 年創業以来、昔も今も個人のお客様とともに



＜金融商品取引法に係る表示＞

- 大証 FX（取引所外国為替証拠金取引）の取引金額は必要な証拠金額に比して大きいため、差入れた証拠金額を上回る損失が発生することがあります。
- 大証 FX ではロスカットルールを採用していますが、相場が急激に変動した場合には差入れている証拠金額を上回る損失が発生するおそれがあります。
- 大証 FX は取引対象となる通貨の価格の変動やスワップポイントの支払により損失が発生することがあります。また、非対円取引においては、決済が円貨でなされることから、取引対象通貨の価格変動リスクに加えて円貨への両替に伴う日本円の価格変動リスクがあります。
- 大証 FX の委託手数料は、1 約定ごとに手数料がかかり、各通貨 1 枚（1 万通貨単位）あたり 210 円（税込）です。取引する通貨ペアにおいて、より高金利の通貨を売付ける場合、スワップポイントの支払が発生します。
※スワップポイントの額は、その時々金利情勢等に応じて決定されますので、その金額等をあらかじめ記載することはできません。
- 大証 FX では、1 枚（1 万通貨単位）あたりに必要な証拠金の額は、大阪証券取引所が発表する証拠金基準額をもとに当社が定めます。
- 大証 FX 口座に必要な証拠金の総額は、取引通貨ペア毎に「売建玉と買建玉のうち数量の多い方の建玉数×1 枚（1 万通貨単位）あたりの必要証拠金」で算出した必要証拠金の金額を合計した額となります。
※証拠金基準額は大阪証券取引所が過去の価格変動幅を基準として通貨ペア毎に計算を行い発表します。最新の各種証拠金・掛目は[当社 WEB サイト](#)でご確認ください。
※大証 FX で証拠金として利用できるのは、現金（日本円）のみです。有価証券での代用や外貨は受付けていません。
- 大証 FX の取引金額の必要な証拠金に対する比率は、大阪証券取引所が発表する証拠金基準額に応じて必要な証拠金を定めることから記載することができません。
- 大証 FX では、証拠金率等は大阪証券取引所等の規制等または当社独自の判断によって変更されることがあります。
- 大証 FX では、保有可能な建玉数に上限が設けられており、大阪証券取引所が定める証拠金基準額により計算する証拠金額の累算が 50 億円を超える建玉を保有することはできません。なお、相場状況により当該基準につき当社が変更することがあります。
- 大証 FX の取引価格は、個別競争売買による需給により決定されます。
- 大阪証券取引所が取引を継続することが適当でない判断した場合、取引の停止が行われることがあります。
- 当社 WEB サイトの契約締結前交付書面、取引の仕組み、リスクについてご確認いただき、内容を十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任によりお申込みください。
- 口座開設料は無料です。口座基本料は個人の場合には原則無料ですが、上場会社、資本金が 1 億円超の未上場会社、宗教・学校法人等の場合には、年間 31,500 円（税込）の特別課金を行う場合があります。ただし、口座開設月から 1 年間は無料とし、過去 1 年間に取引がある場合には次の 1 年間は無料とします。
※口座開設後、各種書面の交付方法を電子交付から郵送交付に変更した場合、書面の郵送管理費として年間 1,050 円（税込）をご負担いただく場合があります。
- 松井証券株式会社（金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 164 号／加入協会名 日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会）

【お客様からのお問い合わせ先】

口座開設サポート（平日 08:30～17:00）
0120-021-906（03-5216-0617）

【報道関係からのお問い合わせ先】

取締役 和里田 聡
03-5216-8650

大正7年創業以来、昔も今も個人のお客様とともに